諮問庁:法務大臣

諮問日:平成30年1月9日(平成30年(行情)諮問第12号)

答申日:平成30年9月12日(平成30年度(行情)答申第222号)

事件名:「検事への採用手続について」(特定期司法修習生に係るもの)の一

部開示決定に関する件

# 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

「検事への採用手続について(特定期A司法修習生に係るもの)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別表の開示すべき部分欄に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。) 3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月27日付け法務 省人検第304号により法務大臣(以下「法務大臣」、「処分庁」又は 「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」とい う。)について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

## (1) 審査請求書

ア A班の特定期A司法修習生は、特定年月日A以降に、B班の特定期 A司法修習生は特定年月日B以降に、司法研修所事務局企画第二課で、 検事採用願、面接票(No. 1)及び面接票(No. 2)(以下「検 事採用願等」という。)を取得して、自分自身で必要事項を記入した 上で、自分が所属するクラスの司法研修所検察教官に提出するもので ある。

そのため、被面接者である検察官志望の特定期A司法修習生は、本件対象文書の不開示部分を了知していることから、当該評価方法に即した対応策を採ることは当然に可能なことである。

イ 検事採用願等を提出できる検察官志望の司法修習生は、自分が所属 するクラスの司法研修所検察教官から推薦を受けた事実上の内定者に 限られている。

そのため、検事採用願等を提出した司法修習生は、その後の司法修 習生考試に不合格とならない限り検事に採用されることが事実上決ま っている以上,被面接者においてそもそも特別な対応策を採る必要は ないといえる。

ウ よって、本件対象文書の不開示部分は法5条6号に該当しないとい える。

## (2) 意見書(添付資料省略)

- ア 裁判官の場合,新任判事補志望者カードの全部が開示されている (資料1)ことからすれば、検事に関する面接票の全部が開示された としても、諮問庁が主張するような弊害が生じることはないといえる。
- イ 導入修習又は実務修習中の司法修習生の中から、真実は検事として の適格性を欠くのに、法務省の評価方法に即してこれを糊塗する者が 現れたとしても、当該司法修習生を長期間にわたって観察している司 法研修所検察教官又は実務修習地の検事正がこれを見抜いた上で、法 務省の人事担当者に対し、事前の報告書により情報提供して注意喚起 しておくことは容易であるといえる。

また、法務省の面接選考は、このような事前の報告書を踏まえた上でなされるものであるから、面接において小手先だけで適格性を糊塗するような検事志望者を排除することは一般の国家公務員の面接試験よりも容易であるといえる。

そのため、集合修習を受ける前の特定期B以降の司法修習生が不開示部分を知ったとしても、諮問庁が主張するような弊害が生じることはないといえる。

ウ 法務省ホームページにおいて「法務省が求める人物像」が公表されている(資料2)。

また、検事としてどのような人材を求めているかについては、司法 研修所における導入修習期間中の検察ガイダンス(資料3参照)等に おいて、検察教官から明らかにされている。

そのため、法務省の職員である検事としてどのような人材を求めているかの一端が明らかになったとしても、諮問庁が主張するような弊害が生じることはないといえる。

#### 工 (略)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政処分

本件審査請求に係る行政処分は、「検事採用願を提出した司法修習生の 身元調査の方法が書いてある文書(最新版)」の開示請求に対し、処分庁 が法9条1項の規定に基づき、平成29年11月27日付け法務省人検第 304号「行政文書開示決定通知書」をもって行った部分開示決定(原処 分)である。

#### 2 原処分の理由

本件対象文書のうち、面接選考における面接官の着眼点等が記載されている部分については、これらを公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあることから、法5条6号二に該当し、不開示とした。

## 3 原処分を維持することが妥当な理由

## (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、検事の採用に際し、検事任官志望者に記載させる面接票であり、面接選考における面接官の着眼点等が記載されているものである。

## (2)審査請求人の主張について

まず、審査請求人は、A班の特定期A司法修習生においては特定年月日A以降に、B班の特定期A司法修習生においては特定年月日B以降に、本件対象文書の不開示部分を了知していることから、当該評価方法に即した対応策を採ることは可能であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障はない旨主張している。

しかし、原処分において、一部不開示とした部分が公になると、当然、特定期A司法修習生に限らず、特定期B以降の司法修習生をはじめとした国民一般の知り得る情報となるのであるから、そうなった場合には、検事としてどのような人材を求めているか、また、応募者をどのような観点から評価しているかの一端が明らかになり、真実は検事としての適格性を欠くのに、上記評価方法に即してこれを糊塗する者が現れるなどして、被面接者の適切な評価が困難となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあることは明らかである。

次に、審査請求人は、司法修習生考試に不合格とならない限り、検事採用願等を提出した司法修習生は検事に採用されることが事実上決まっているため、被面接者において、そもそも特別な対応策を採る必要はない旨主張している。

しかし、法務省においては、検事への採用に当たり、採用願を提出した検事志望の司法修習生に対して、面接選考を行い、その採否を決しているものであり、審査請求人の主張には合理的理由が存しない。

#### (3) 結論

以上のことから、本件審査請求には、原処分を取り消すための理由 がなく、本件対象文書記載の面接選考における面接官の着眼点等を公 にすることにより、法5条6号二の公正かつ円滑な人事の確保が困難 になるおそれがあるため、これらの情報を不開示とした原処分は妥当 である。

よって原処分維持が相当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年1月9日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月23日 審議

④ 同月31日 審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤ 同年6月11日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年7月2日 審議

⑦ 同月30日 審議

⑧ 同年9月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「検事への採用手続について(特定期A司法修習生に係るもの)」であり、処分庁は、その一部(以下「本件不開示部分」という。)を法5条6号二に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、 原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏ま え、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)本件対象文書は、検事への採用を希望する特定期A司法修習生が、法務大臣宛てに検事への採用願を提出するに際して添付する書類の記載方法やその提出方法等に関する説明を記載した、8枚から成る法務省大臣官房人事課長名義の文書であり、そのうちの本件不開示部分は、検事採用願に添付される「面接票(No.1)」と題する書面の一部(その不開示部分は別表の項番1の本件不開示部分欄のとおり。)及び「面接票(No.1)(記載例)」と題する書面の一部(その不開示部分は別表の項番2の本件不開示部分欄のとおり。)であって、当該部分には、検事採用の面接選考における面接官の着眼点又はこれを推知させる内容の記載があると認められる。
- (2)本件不開示部分のうち、別表の開示すべき部分欄を除く部分について ア 標記の不開示部分につき、その記載内容に、上記(1)の本件対象 文書の性質等を併せ考えれば、当該部分を公にすると、法務省におい て、検事としてどのような人材を求めているか、また、応募者をどの

ような観点から評価しているかの一端が明らかになる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。そうすると、当該部分については、これを公にすると、被面接者が面接選考の際の着眼点を踏まえ、当該評価方法に即した対応策を講じるなどのおそれが生じ、被面接者に対する適切な評価が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法5条6号二の不開示情報に該当する。

なお、「検事の採用手続について」と題する書面(添付の面接票(No. 1)等を含む。)の交付先に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、同書面は、検事採用を希望する司法修習生には誰にでも交付されるものであることが認められるが、そうであるからといって、同書面がそれ以外の者にまで広く交付されるものではない以上、上記の結論が左右されるものではない。

イ この点に関し、審査請求人は、検事採用願を提出した司法修習生は、 その後の考試に不合格とならない限り検事に採用されることが事実上 決まっている以上、被面接者においてそもそも特別な対応策を採る必 要はない旨主張するが、この点につき、諮問庁は、法務省においては、 検事への採用に当たり、採用願を提出した検事志望の司法修習生に対 して面接選考を行い、その採否を決している旨説明し、この説明を覆 すに足りる事情は認められないから、審査請求人の上記の主張は、前 提において採用できない。

ウ したがって、標記の不開示部分を不開示としたことは、妥当である。

(3) 別表の開示すべき部分欄に掲げる部分について

標記の不開示部分は、一応、検事採用の面接選考における面接官の着 眼点を推知させる記載内容であるとはいえ、被面接者において質問され ることを容易に予想し得るような一般的な質問事項が記載されているに すぎず、これを公にしても、被面接者に対する適切な評価が困難になる など、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を 及ぼすおそれがあるとまでは認められないから、法 5 条 6 号二の不開示 情報には該当せず、開示すべきである。

- 3 審査請求人のその他の主張について
  - 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号二に該当

するとして不開示とした決定については、別表の開示すべき部分欄に掲げる部分を除く部分は、同号二に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の開示すべき部分欄に掲げる部分は、同号二に該当せず、開示すべきであると判断した。

## (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

# 別表

項番	頁	本件不開示部分	開示すべき部分
1	4	左から1列目の上から4段目な	左から1列目の上から5段目及
		いし6段目	び6段目
		「特技 資格」欄中の2列目の	
		上段	
2	6	左から1列目の上から4段目な	左から1列目の上から5段目及
		いし6段目	び6段目
		「特技 資格」欄中の2列目の	
		上段、3列目の上段並びに3列	
		目の下段の1行目及び2行目の	
		1 文字目ないし2 1 文字目	